

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘たちに仲良く遺産を分けて もらいたいのですが…。

Q

私も80歳になり、世間では終活やら遺言やらしきりに言うのでだんだん心配になり、ご相談をした方がよいと思うようになりました。

遺産としては、亡夫がその父から相続した東京外れの土地が約100坪。それと預金が2000万円程度です。実は土地の半分は20年前、長女がプレハブ住宅を建て一家で住み始めました。自営業だし、離婚して都会の小さなマンションより伸び子供を育てたいからとここに移ってきたのです。私たち夫婦もその方が心強いし、孫の成長もそばで見られるし、地方に嫁いだ次女もそれは安心だと

言ってくれました。

夫が3年前に亡くなった時、土地を分筆して半分を長女に相続させることも考えたのですが、そうすると次女にゼロというわけにもいかず、かといえ次女にやるほどの預金もありません。なので、配偶者控除で相続税を払わずに済むのをよいことに、二人には何も相続させず、私の単独名義にしました。

定資産税評価額はそれほどではありませんが、売価は坪70万円はします。年金暮らしで預金が増えることはありませんが、反対に、私がもし介護施設に入ることになったら、足りなくなるくらいだと思います。私が亡くなった後、姉妹でけんかをすることなく、遺産分けをしてもううにはどうすればよいだろうか、と悩むところです。

まだお元氣そうだし、今どき80歳は若いし、聞けばお母さまは100歳近くまで生きられたとのこと。遺言の心配はまだまだと先でよいと思いますよ。

まずはご自分が天寿を全うすることが何よりの優先事項だと思います。国内でも世界でも行きたい所があれば行けるうちに行く。したいことがあればする。なんでも元氣なうちですから。健康に最大限気を付けて最後まで自宅で暮らせるのが一番だと私は思います。認知症になつて、お嬢さんでは手に負えなくなれば、福祉と相談して施設のお世話にならざるを得ないだろうし、その際場合によっては土地を売ってお金を作らないといけないかもしれません。その際は（お嬢さんが成年後見人になり）50坪に分筆して、ご自分の家が建つている方を売ればよいと思います。不動産屋も広い土地より30〜50坪を好みますし。

財産を残そうとしてご本人が使うのを遠慮するなど、それこそ本末転倒だし、そんなことを望む子供がいたとしたら、親不

孝者だと思えます。そもそも遺産どころか、借金しか残さない親もたくさんいるのです。

長女のお嬢さんはご自分の家をローンで建てたのだから、親の面倒も見てきたのだから、その土地は自分のものになって当然だと思われるかもしれません。ものは考えようです。建設費用が例えば2000万円だとして、20年だと年100万円。土地は無料なので、住居費は月10万円もしないし、今後年数がたてばこの額はもっと低くなります。おまけに親の近くで生活することで、お孫さんへの小遣いを含め、持ち出し額よりは得をしたことも多い

かつたのではないのでしょうか。

最後に残ったものを姉妹で話し合つて分けられたいと思いますよ。次女のお嬢さんが、姉にはいろいろ世話をかけたので、自分には要らないというのならばそれでよし。あくまで自分の分もと言うのであれば、土地を売つてそのお金を分ける形になるかもしれません。長女のお嬢さんも老後に入るので、入ったお金でアクセスの良い中古マンションを買って移るといふ手もあります。

最後はきょうだい仲、つまりは親の育て方、親への思いが如実に表れるのが相続だと思っています。

遺産分割はきょうだい仲次第です。 ご自身の生活を第一に考えましょう。

A

